

2026年10月

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

投資信託約款の変更に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、下記のとおり投資信託約款の変更を行いましたのでお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆さまの手続きは不要です。

＜対象ファンド＞

S&P500／ゴールド・プラス・Man トレンドフォロワー戦略

＜変更理由＞

2026年7月27日付で、当ファンドの主要投資対象である、ケイマン籍外国投資信託証券（円建て）のファンド名称が変更されたことに伴い、約款に所要の整備を図るものです。

なお、運用プロセス、運用体制、運用管理費用（信託報酬率）等に変更はありません。

＜変更内容＞

別紙をご参照下さい。

＜約款変更適用日＞

2026年10月1日

＜照会先＞

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

以上

【当該投資信託約款に係る新旧対照表】

[投資信託約款の変更の対象となるファンド]

追加型証券投資信託

S&P500／ゴールド・プラス・Man トレンドフォロー戦略

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
2. 運用方法 (1) 投資対象 ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)「Man <u>PA Platform</u> SPC - Man Triple Crown (Cayman) SP - Class A JPY」(以下、「外国投資信託証券」ということがあります。)および「明治安田マネープール・マザーファンド」(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。	2. 運用方法 (1) 投資対象 ケイマン籍外国投資信託証券(円建て)「Man <u>Portable Alpha</u> SPC - Man Triple Crown (Cayman) SP - Class A JPY」(以下、「外国投資信託証券」ということがあります。)および「明治安田マネープール・マザーファンド」(以下、「マザーファンド」ということがあります。)を主要投資対象とします。

(付表)

※下線部は変更部分を示します。

新	旧
1. 別に定める投資信託証券 運用の基本方針および約款第16条に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。 ケイマン籍外国投資信託証券(円建て) Man <u>PA Platform</u> SPC - Man Triple Crown (Cayman) SP - Class A JPY 2. 〈略〉	1. 別に定める投資信託証券 運用の基本方針および約款第16条に規定する「別に定める投資信託証券」とは、次のものをいいます。 ケイマン籍外国投資信託証券(円建て) Man <u>Portable Alpha</u> SPC - Man Triple Crown (Cayman) SP - Class A JPY 2. 〈略〉

以上